# 第２回審議会 事前質問回答一覧

当日配布資料２

| 番号 | 委員氏名 | 質問内容 | 回答 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 高尾康弘 | 【資料２ P1】基本目標1 基本施策2 番号10、基本目標1 基本施策3 番号15<br>「人権研修」という言葉が出てきます。そこ以外では「講座・研修」という言葉が使われています。人権研修というと１２からある人権に関する課題についての研修をさすことになるかと思います。となるとここでは、障害のある人の人権、同和問題、外国人などについての研修を実施しても良しということに取れるので、人権をとって、「研修」だけでも良いのではないでしょうか。 | ご意見ありがとうございます。<br>ご指摘のとおり修正いたします。 | 人権男女共同参画課 |
| 2 | | 【資料２ P1】基本目標1 基本施策3<br>「アンコンシャス・バイアス」が出てきますが、目標1が男女共同参画意識の浸透なので、ここでは「性に関するアンコンシャス・バイアス」という狭い意味で使われてつかわれていると解釈してよろしいでしょうか。 | 性別や男女共同参画に関する啓発が主となります。<br>しかし、性別に関することに限定せず、アンコンシャス・バイアスが誰にでもあるということに気付くことが重要であると考えております。過去の経験や人の属性から無意識にものごとを決めつけてしまうことは、日常生活のあらゆる場面において頻繁に起こります。様々な例により自分自身のアンコンシャス・バイアスへの気付きを促し、行動の変容に繋がるよう啓発していきます。 | 人権男女共同参画課 |
| 3 | | 【資料２ P3】基本目標2 基本施策7<br>「共働き・共育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進」ですが、意識改革・理解促進という言葉からすると、目標1の「男女共同参画意識の浸透」の中にあったほうが良いような気がします。 | 基本目標１に関する施策は、市民全体を対象とした意識啓発であり、男女共同参画を推進するための土台づくりとなっております。<br>一方で、基本目標２は様々な分野における施策を挙げており、共働き・共育ての実現はその１つと整理しています。また、基本目標２は、女性活躍推進法に基づく計画としての位置づけもございます。女性が社会での活躍の場を広げるためには、男女ともに子育てや家庭に参画することが不可欠であるため、基本目標２に対する施策として入れております。 | 人権男女共同参画課 |

| 番号 | 委員氏名 | 質問内容 | 回答 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 吉廣　則子 | 【資料２】計画の全体<br>性別にかかわりなく…活躍、女性の活躍推進という表現は国からという返答になりそうですが、活躍という表現に違和感を感じます。誰もが、本来持つ力を発揮できる社会（エンパワーメント）と似ているようで、異なると思います。頑張ってキラキラする事とは違います。特に基本施策5では、そのように感じます。 | 本計画における「女性活躍」という言葉は、女性に頑張らせるという意味ではなく、無理なく能力を発揮できるようにするという意味で用いております。 | 人権男女共同参画課 |
| 5 | | 【資料２ P2】基本目標2 基本施策３ 番号34<br>「性差や年齢、国籍、障がいのある市民に配慮した避難所の設置と運営」について、多様な性の方々への配慮も含めて「性差」→「性別」としてほしい | ご指摘いただいたとおり「性別」という言葉に置き換えさせていただきます。 | 防災危機管理課 |
| 6 | | 【資料２ P4】基本目標3 基本施策１ 番号64<br>・男児への性教育の場面で、ジェンダーに基づく暴力防止の教育を行うことが大切だが、その予定がありますか。 | 学校教育における保健体育の授業において、性教育の場面では、性に関する行動の責任や人権尊重の視点を取り上げています。これらは、相手の同意の重要性や、性的な嫌がらせ・暴力が許されない行為であることなど、ジェンダーに基づく暴力の防止に繋がる知識や価値観の土台となるものです。<br>また、デートDV等の防止については出前講座などで啓発を行っております。 | 学校教育課 |
| 7 | | 【資料２ P4】基本目標3 基本施策2、基本施策3の全体<br>被害にあう女性へのケアばかりのように感じます。 | DVに関する相談や被害者支援の対象者は女性のみ限定せず実施しております。<br>誤解を招かないように基本施策の表現を下記のとおり修正いたします。<br>基本目標３、基本施策２「ＤＶ・困難な問題を抱える女性の相談体制の充実」⇒「**DV被害者**・困難な問題を抱える女性の相談体制の充実」<br>基本目標３、基本施策３「DV・困難な問題を抱える女性の被害者支援・自立支援」⇒「**DV被害者**・困難な問題を抱える女性の支援・自立支援」 | 家庭相談課 |
| 8 | | 【資料2 P4】基本目標3 基本施策5 番号92<br>学校と出産でしか性にまつわる健康を学ぶ機会がありません。若い女性　男女の更年期の手前で知る機会が少ない気がします。みんなが知る事が　協力しあう中で一番大切だと思います。 | 乳幼児期から高齢期等、各年齢期における健康課題に対して各地区にて相談及び啓発活動を行っております。<br>ご指摘いただいた性にまつわる健康課題についてもそれらの取組のなかで取り扱っております。 | 健康推進課 |
| 9 | | 【資料２ P3】基本目標2 基本施策7 番号59<br>子どもの権利にもジェンダーに関する権利というのがあります。子どもの頃から自分に権利がある事を学ぶ機会がありますか。 | ・こどもの権利については学校教育のなかで取り上げております。また、各学校向けにこどもの権利について学ぶ出前講座も実施しております。<br>・市内の各学校に向けて、性的指向・ジェンダーアイデンティティについての教育をすすめるとともに、校内の相談体制を整備するよう働きかけを行っております。 | 学校教育課<br>人権男女共同参画課 |

| 番号 | 委員氏名 | 質問内容 | 回答 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| 10 | 吉廣　則子 | 【資料３】数値目標 番号１３<br>保育園の待機が兄弟別園、希望していない旧市内で自宅や職場から15分以上かかる園に通園することになっているなど　保育に困難を抱える状態は　別カウントしてもらいたい。 | 待機児童数の算出方法につきましては、内閣府が全国統一の基準を定めており、各地方自治体はその基準に従って算出を行っております。<br>市独自の基準を設けると、全国的な比較や検証をすることが困難となることから、現時点において市独自の算出基準を設ける予定はございません。 | 保育所幼稚園課 |
| 11 | | 【資料３】数値目標 番号14<br>児童クラブの受け入れ枠も大切ですが狭く密になりがちです。待機児童が出ない事も必要ですが　質やそもそも子どもと一緒に過ごせる時間を確保できる事が必要だと思います。在宅、フレックスなどで預ける時間を少なくすることも可能だと思います。 | ご意見ありがとうございます。<br>貴重なご意見として参考にさせていただきます。 | 生涯学習課 |
| 12 | | 【資料２、資料３以外について】公民館、PTA活動を女性が担うことについて<br>・公民館、PTAの運営を女性が担いやすくするための配慮、工夫等について情報共有がされているか<br>・公民館、PTAの運営を女性が担う場合の成功事例を共有されているか<br>・運営を男性でも女性でも担うことができるか確認できるチェックリストがあるか | 公民館、PTAの組織運営については、公民館は各公民館運営協議会による指定管理、PTAは各運営協議会への委託となっております。そのため、役員選出や運営方針については各運営協議会が各地域の実情に沿って決定しており、市が運営協議会の決定等に直接的な指導や働きかけを行うことはできないこととなっております。<br>各運営協議会への通知や連絡会等がございますので、その場を利用して松江市から各運営協議会に女性の参画拡大に関する周知を行ってまいります。 | 生涯学習課 |
| 13 | 團野　康宏 | 第４次の具体的施策について、第３次から継続するもの・変更するもの・新設するものの、それぞれの施策に「継続」「変更」「新規」等の識別を記載してもらいたい。 | ご意見をもとに「修正版 資料２」を作成いたしました。 | 人権男女共同参画課 |